

過積載防止に向けて



平成 30 年ステッカー



はじめに

過積載車両の運行は、道路構造物や沿道環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、重大な交通事故の発生原因にもなります。平成4年9月にJR成田線の大菅踏切において、過積載のため、制動不能になったダンプカーと列車が衝突した事故をきっかけに、過積載運行の危険性が強く指摘されました。

このような状況を受けて、東京都では平成4年12月、「過積載防止対策庁内連絡会議」を設置し、都庁関係局が一体となって過積載防止対策を推進することとしました。特に、公共工事の発注者の立場として、建設発生土や建設資材等の過積載をなくすため、工事契約の仕様書に防止措置を明示するなど、様々な対策を実施し、その防止に努めてきました。

過積載を根絶するためには、都の職員はもとより、工事請負者や運輸事業者等が過積載の問題を十分に認識し、それぞれの立場から粘り強く取り組むことが必要です。

そこで、公共工事や運輸事業等に携わる皆さん一人ひとりに、過積載問題に対する理解をより深めていただくために、この「過積載防止に向けて」を作成しました。関係者の方々には、過積載の根絶に向けてこの冊子を有効に活用されされることを心からお願い申し上げます。

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 第1 過積載とは…………… | 1 |
| 第2 過積載の危険と弊害等…………… | 3 |
| 第3 過積載防止のための法規制…………… | 5 |
| 第4 過積載に対する罰則等…………… | 8 |
| 第5 過積載の実態…………… | 11 |
| 第6 過積載をなくすために…………… | 13 |
| 第7 東京都の取組…………… | 14 |

第1 過積載とは

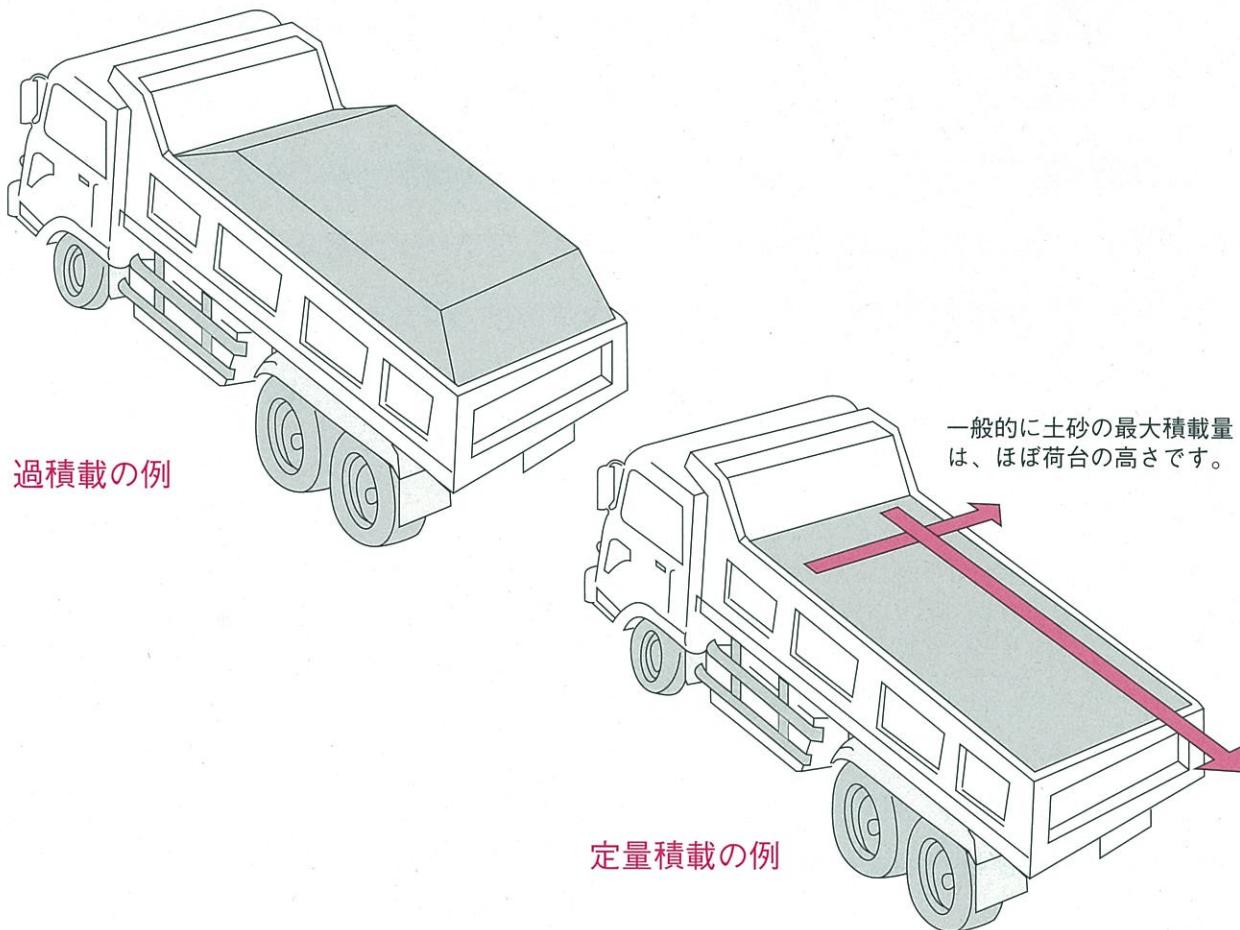
過積載とは、道路運送車両法による自動車の最大積載量（自動車検査証に記載されている最大積載量）を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいいます。

このパンフレットでは、主にダンプカー等、大型貨物自動車（最大積載量5トン以上）の過積載について説明します。

1 積み込み超過による過積載

土砂等をダンプカーに積み込む場合には、積載物の比重により多少異なりますが、一般的には荷台枠の高さが最大積載量となります。したがって、荷台枠の高さを超えて土砂等を積み込んだ場合には、過積載になります。

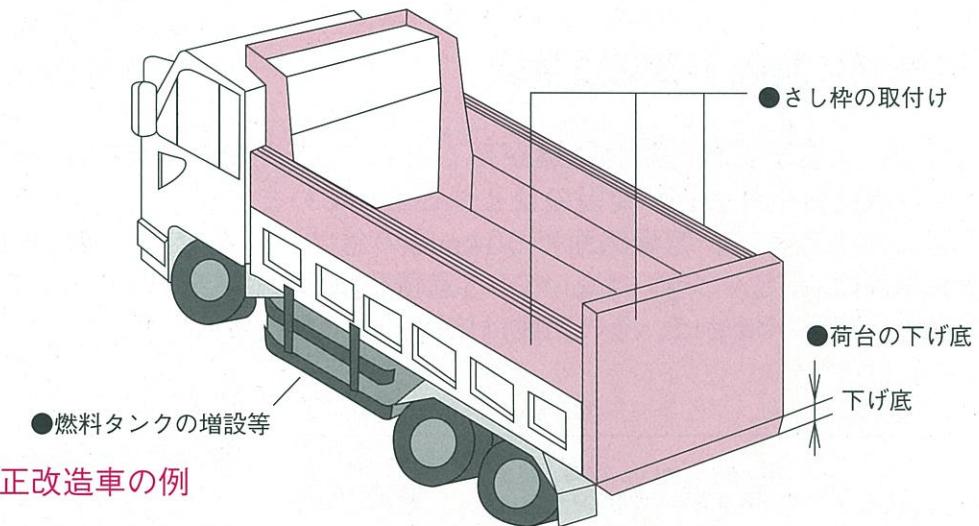
コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊等の最大積載量は、一般的に荷台枠から20センチメートルまでの高さです（東京都建設局：過積載防止対策指針から抜粋）。



2 不正改造車による過積載

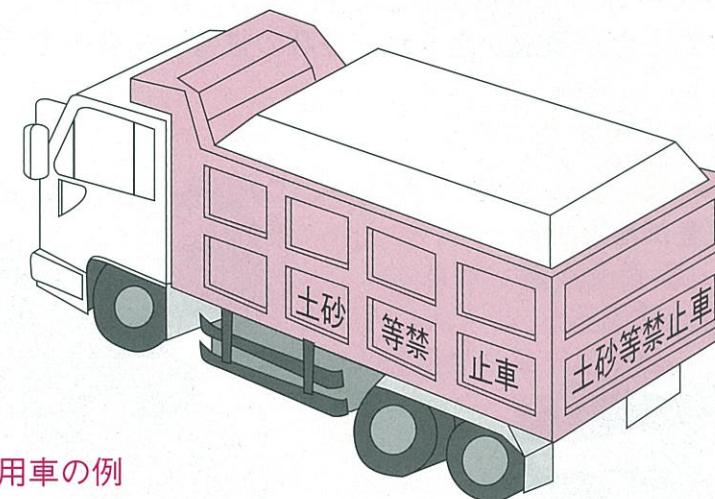
ダンプカーの過積載を誘発する不正改造として代表的な事例は次のものが挙げられます。

- さし枠の取付け～土砂等を運搬するダンプカーの荷台に取り付けるなど
- 荷台の下げ底～土砂等を運搬するダンプカーの荷台を下げ底にするなど
- 燃料タンクの増設等～車検取得後に燃料タンクを増設したり、容量が異なる燃料タンクへ付け替えるなど



3 目的外使用車による過積載

産業廃棄物は、土砂等と違い、比重が小さく不定型なため、産業廃棄物を運搬する車両は、ダンプカーよりも荷台が高くなっています。産業廃棄物を運搬する車に比重の大きい土砂をいっぱいに積載すれば、当然に過積載となります。これを、目的外使用車による過積載といいます。



目的外使用車の例

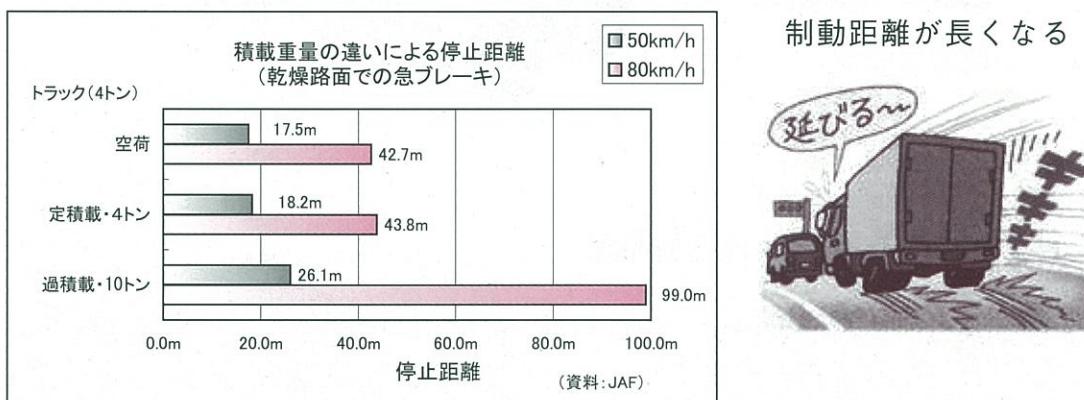
第2 過積載の危険と弊害等

過積載車両の走行は、交通事故が発生しやすく、道路構造物への悪影響、道路沿線への環境悪化や周辺住民に対する迷惑などがあります。

1 過積載に起因する交通事故

過積載による走行は、制動距離が長くなる、走行バランスが悪くなるなど、交通事故発生の大きな要因のひとつとされています。

下図にあるように、乾燥路面で50km時の急ブレーキでは、空荷車両と定積載車両は、ほとんど違いはないのに、過積載車両は約8m先で止まることになります。速度が増せば、その距離は倍近くまで延びるのです。



さらに、ダンプカー等の大型車両による過積載時の交通事故は、重大事故の可能性が高く、ひとたび事故が起きれば多数の被害者を発生させます。



挿絵提供：公益社団法人全日本トラック協会

<過積載による重大事故事例>

| No. | 都府県 | 事件名 | 発生日時 | 事故概要 | 死者 | 重傷 | 軽傷 |
|-----|-----|--|-------------------------------|--|----|----|-----|
| 1 | 千葉 | 成田線大菅踏切における死傷者多数を伴う踏切事故 | 平成4年 9月14日(月) 午後4時6分 | 大型ダンプカー（最大積載量8.75t）に山砂37tを積載して約40km/hで下り坂を走行中、JR成田線大菅踏切付近で過積載のため車両に勢いがつき制動不能となり、当該踏切で警報機鳴動により停止していた2台の自動車に追突しそうになったため、右側車線に回避し、そのまま列車よりも先に当該踏切を通過しようとして加速しながら踏切内に進入したが、進行してきた4両編成の普通列車と衝突した。 | 1名 | 1名 | 64名 |
| 2 | 静岡 | 東名高速道路由比町におけるトレーラー横転事故 | 平成8年 8月26日(月) 午後5時50分ごろ | 大型トレーラー（最大積載量35t）に約37tのロール状ステンレス鋼材を積載して東名高速道路を走行中、対向車線に飛び出して横転、保冷車など3台が炎上、さらにロール状鋼材が並行して走る国道に落下し、乗用車を直撃したため4台が巻き添えとなった。 | 6名 | 2名 | |
| 3 | 東京 | 渋谷区笹塚の国道20号「甲州街道」の交差点でコンクリートミキサー車の横転事故 | 平成11年 11月4日(木) 午後1時55分 | 最大積載量5tの1.4倍に当たる6.9tの生コンを積載して走行中、赤信号に気付くのが遅れたので、急ブレーキをかけ、左に急ハンドルを切ったところ、バランスを崩し、横転しながら横断歩道の列に突っ込んだ。 | 3名 | 8名 | |

2 道路や橋などを劣化させる

過積載車両の走行は、道路に過大な荷重をかけるので、舗装や橋を劣化させ、道路構造物の寿命を短縮します。その結果、道路補修費の増大をもたらします。

3 騒音・振動・排気ガスを増大させる

過積載車両の走行は、エンジンや車体に過大な負担をかけるため、騒音、振動、排気ガスを増大させます。これらは、沿道の環境を著しく悪化させます。また、周辺住民に対しても迷惑等を与えます。

第3 過積載防止のための法規制

過積載運行を防止するため、以下の法律で規制がなされています。

1 道路交通法では

<車両の運転者に対する規制>

- 車両の運転者は、車検証等に記載された最大積載重量を超えた積載をして車両を運転することが禁止されています（第57条第1項）。違反した場合には、その程度に応じて、反則金、罰金、懲役が科せられます。
- 積載重量制限を超えて積載している車両に対しては、警察官はその車両を停止させ、運転者に車検証の提示を求め、また積載物の重量を測定できることになっています（第58条の2）。これを拒んだ場合には、懲役又は罰金が科せられます。
- 警察官は、過積載をしている車両の運転者に対して、過積載の状態をなくすため、必要な応急措置をとるように命じることができます（第58条の3第1項）。これを拒んだ場合には、懲役又は罰金が科せられます。

<車両の使用者に対する規制>

- 過積載が行われた場合、その車両の使用者が過積載の再発を防ぐために必要な運行管理を行っていないときは、公安委員会は必要な措置をとることを指示できます（第58条の4）。この指示に違反して過積載が行われた場合は、公安委員会は車両の使用者に対して、3か月の範囲内でその車両を運転させてはならないことを命ずることができます（第75条の2第1項）。
- 車両の使用者は、運転者に対し、積載物を運搬する場合には、法令を守らせるように努めなければなりません（第74条第2項）。
- 車両の使用者は、運転者に対し過積載を命じたり、運転者の過積載行為を容認してはなりません（第75条第1項第6号）。違反した場合は、懲役又は罰金が科せられます。さらに車両の使用制限が課せられる場合もあります。
- 公安委員会は、積載に関する車両の適正使用を図るために必要な場合は、車両の使用者に報告や資料の提出を求めることができます（第75条の2の2第2項）。

<荷主や荷受人に対する規制>

- 荷主や荷受人は、車両の運転者に対して過積載運行を要求したり、過積載になることが分かっていながら積載物を売り渡したり、引き渡すことは禁止されています（第58条の5第1項）。また、警察署長は、荷主や荷受人が繰り返して過積載の要求等を行う恐れがあると認めるときは、過積載の再発を防止することを命令することができます（第58条の5第2項）。この命令に違反した荷主等は、懲役又は罰金に科せられます。

2 道路法では

○道路や橋の保全や交通安全のため、車両重量等の限度を車両制限令で定めています。この制限を超える車両は道路を通行できません（第47条）。違反した場合は、罰金又は懲役が科せられます。

<主な重量制限>

| 根拠 法 律 | 重 量 制 限 | |
|------------------------------|---------|-------------|
| ・総重量 | | |
| 25t 以下 高速自動車国道又は道路管理者が指定した道路 | | |
| 20t 以下 その他の道路 | | |
| ・軸重：10t 以下 | | |
| ・隣り合う車軸の和 | | |
| 隣り合う車軸間の距離等 | | 隣り合う車軸の荷重の和 |
| 1.8m 未満 | | 18t 以下 |
| 1.3m 以上であり、かつ、一つの軸重が 9.5t 以下 | | 19t 以下 |
| 1.8m 以上 | | 20t 以下 |
| ・輪荷重：5t 以下 | | |
| ・トレーラー連結車の総重量 | | |
| 36t 以下 高速自動車国道 | | |
| 27t 以下 その他の道路 | | |

3 貨物自動車運送事業法では

- 貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の引受け、過積載を前提とする運行計画の作成、運転者や従業員に対する過積載の指示が禁止されています（第17条第2項）。
- 国土交通大臣は、過積載により輸送の安全が確保されていない場合に、貨物自動車運送事業者に対し、是正のために必要な措置をとることを命ずることができます（第23条）。この命令に違反すると、罰金が科せられます。
- 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者が過積載運行などの違法行為を行った場合に、事業許可の取消し、事業の停止、車両の使用停止などの処分を行うことができます（第33条）。

4 ダンプ規制法（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）では

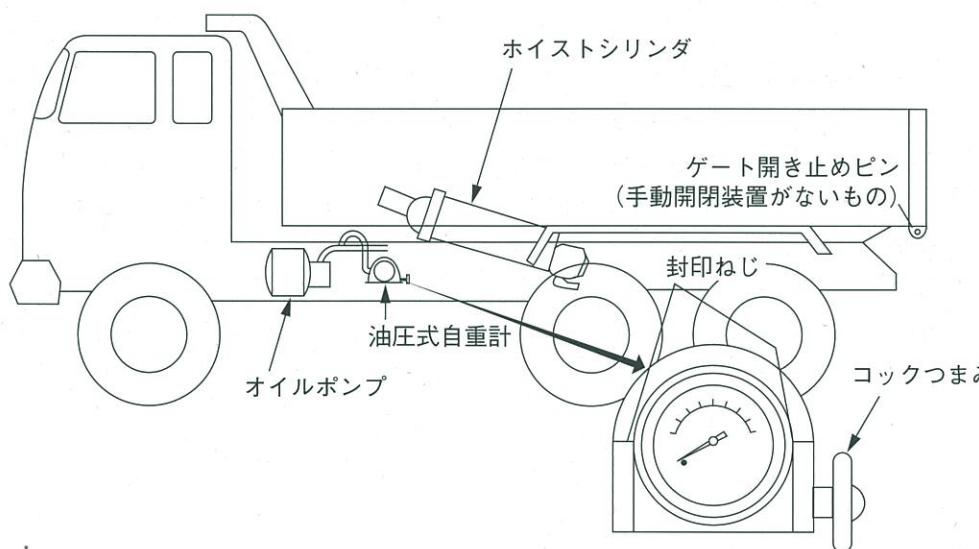
○土砂等（土、砂利、碎石等）を運搬する大型自動車を使用する者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を大型自動車の荷台の両側面と後面に見やすいように表示しなければなりません（第3条、第4条）。

表示番号の例



※ 表示方法は、ペンキ等により左横書きとし、文字、記号及び数字は黒色とし、地を白色とすること。

○土砂等（土、砂利、碎石等）を運搬する大型自動車を使用する者は、その大型自動車に積載重量を自動的に計量する装置（自重計）を取り付けなければなりません（第6条）。



第4 過積載に対する罰則等

1 運転者に対する罰則

| 根拠法律 | 違反内容 | 罰則の内容 | | |
|----------------------|---|--------------------------------------|--------------------------|------------------------|
| | | 過積載率 | 大型車 | 普通車 |
| 道路交通法 （第57条第1項）違反 | 積載物重量制限超過 | 10割以上 | 非反則行為（罰金又は懲役） 違反点数 6点 | 反則金 35,000円 違反点数 3点 |
| | 未満 | 5割～10割 | 反則金 40,000円 違反点数 3点 | 反則金 30,000円 違反点数 2点 |
| | 5割未満 | 反則金 30,000円 違反点数 2点 | 反則金 25,000円 違反点数 1点 | |
| | | 刑事罰…6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金（第118条第1項第2号） | | |
| 道路法 | 車両の重量等の最高限度または道路管理者の命令等（第47条、第47条の2、第47条の3）違反 | 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金（第101条第4号、5号） | | |

2 車両の使用者に対する罰則

| 根拠法律 | 違反内容 | 罰則の内容 |
|-------|--|---|
| 道路交通法 | 運転者に対し過積載の下命又は容認禁止（第75条第1項第6号）違反 | 6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金（第118条第1項第5号） 3か月を越えない範囲内の車両の使用制限命令（第75条第2項、施行令第26条の6第2号） |
| | 公安委員会による過積載車両に係る指示（第58条の4）をした場合における過積載運行 | 3か月を超えない範囲内の車両の使用制限命令（第75条の2第1項、施行令第26条の7第1項） |
| | 公安委員会による車両の使用制限命令（第75条第2項、第75条の2第1項）違反 | 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金（第119条第1項第12号） |
| | | |

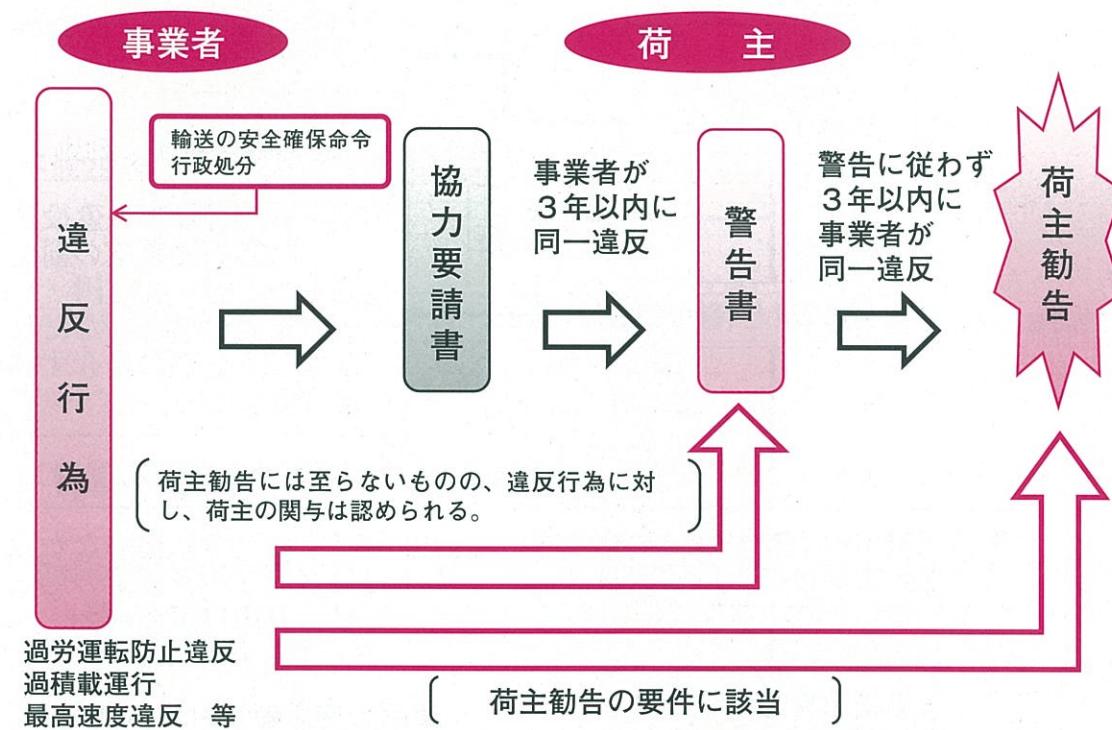
3 荷主、荷受人等に対する罰則

| 根拠法律 | 違反内容 | 罰則の内容 |
|-------|------------------------------|--|
| 道路交通法 | 警察署長の過積載再発防止命令(第58条の5第2項)に違反 | <ul style="list-style-type: none"> 命令に従わなかった者 6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金 法人又は人の業務に関して違反行為がされた場合の法人又は人 10万円以下の罰金 <p>(第118条第1項第3号、123条)</p> |

4 貨物自動車運送事業者に対する罰則等

| 根拠法令(適用条項) | 違反行為等 | 罰則等の内容 | | |
|---------------------|---|---------------------|------------|-------------|
| 貨物自動車運送事業法(第17条第2項) | 1 過積載による運送の引受け | 車両の使用停止処分の基準(基準日車等) | | |
| | | 初違反 | 再違反 | 累違反 |
| | ①過積載の程度が5割未満のもの | 10日車×違反車両数 | 20日車×違反車両数 | 40日車×違反車両数 |
| | ②過積載の程度が5割以上10割未満のもの | 20日車×違反車両数 | 40日車×違反車両数 | 80日車×違反車両数 |
| | ③過積載の程度が10割以上のもの | 30日車×違反車両数 | 60日車×違反車両数 | 120日車×違反車両数 |
| | 2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 | 10日車 | 20日車 | |
| | 3 過積載による運送の指示 | 20日車 | 40日車 | |
| | ☆違反点数制度による行政処分等 車両の使用停止日数の蓄積数(停止日数×車両数)に応じて行政処分が行われる。 ※車両の使用停止処分日数10日車を1点として計算する。 | | | |
| | 累積違反点数21点以上 | 違反事業者名の公表 | | |
| | 累積違反点数51点以上 | 事業所の停止処分 | | |
| 累積違反点数81点以上 | 事業許可の取消処分 | | | |
| (点数を累積する期間は、3年間) | | | | |
| (第23条) | 輸送の安全確保のための是正措置命令に対する違反 | 100万円以下の罰金 | | |
| (第64条) | ☆荷主勧告制度による勧告等 実運送事業者の違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められる場合に、当該荷主に対して、再発防止のための勧告が行われる。(右図参照) | | | |

| 根拠法令(適用条項) 貨物自動車運送事業輸送安全規則(第4条) | 違反行為等 | | 罰則等の内容 | |
|------------------------------------|-------------------|-----|---------------------|------|
| | | | 車両の使用停止処分の基準(基準日車等) | |
| | 初違反 | 再違反 | | |
| | 過積載運送防止の指導及び監督の怠慢 | | 10日車 | 20日車 |

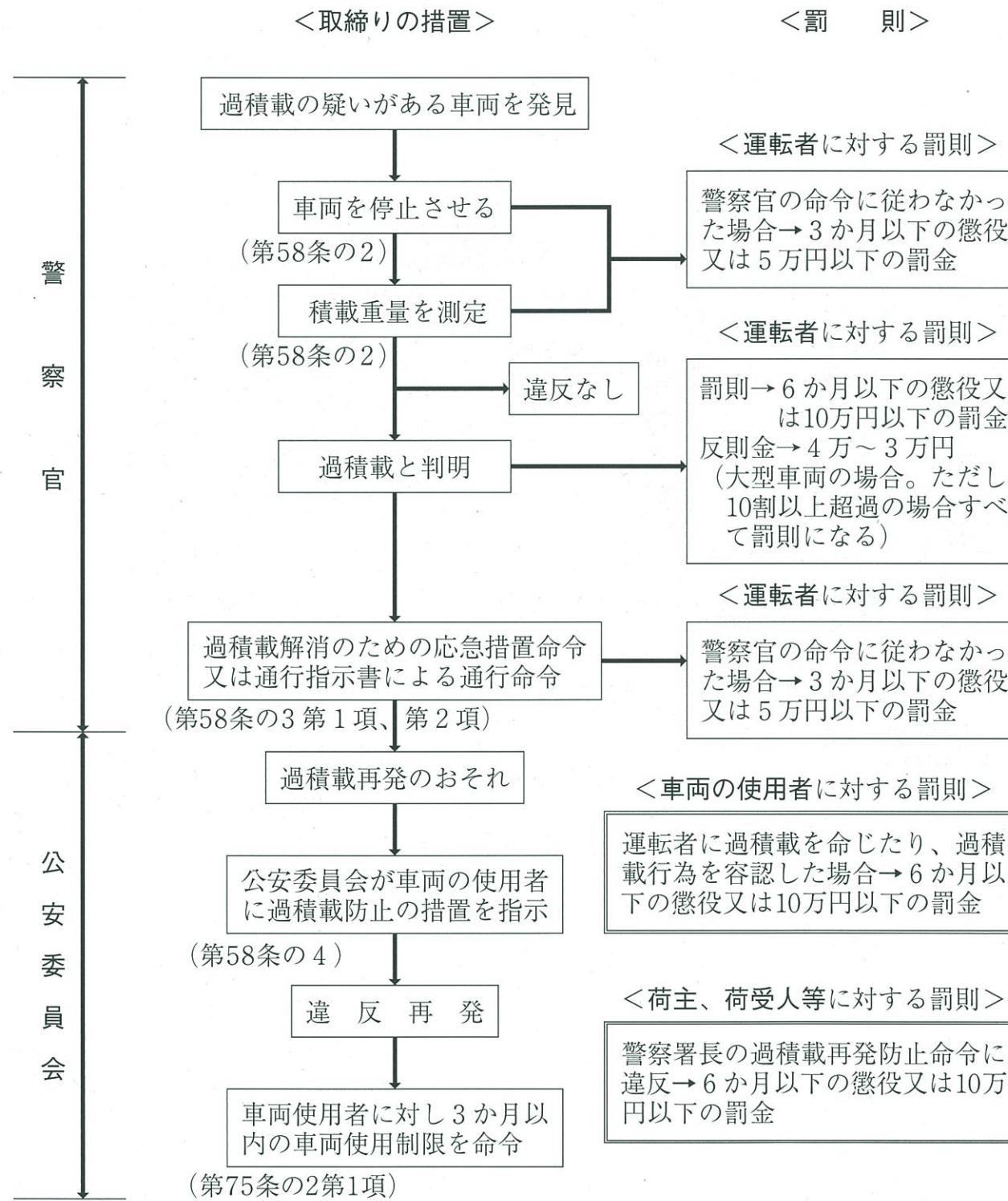


※ 荷主勧告は、関係省庁に協議の上、荷主名等を公表。

第5 過積載の実態

1 取締りの仕組み

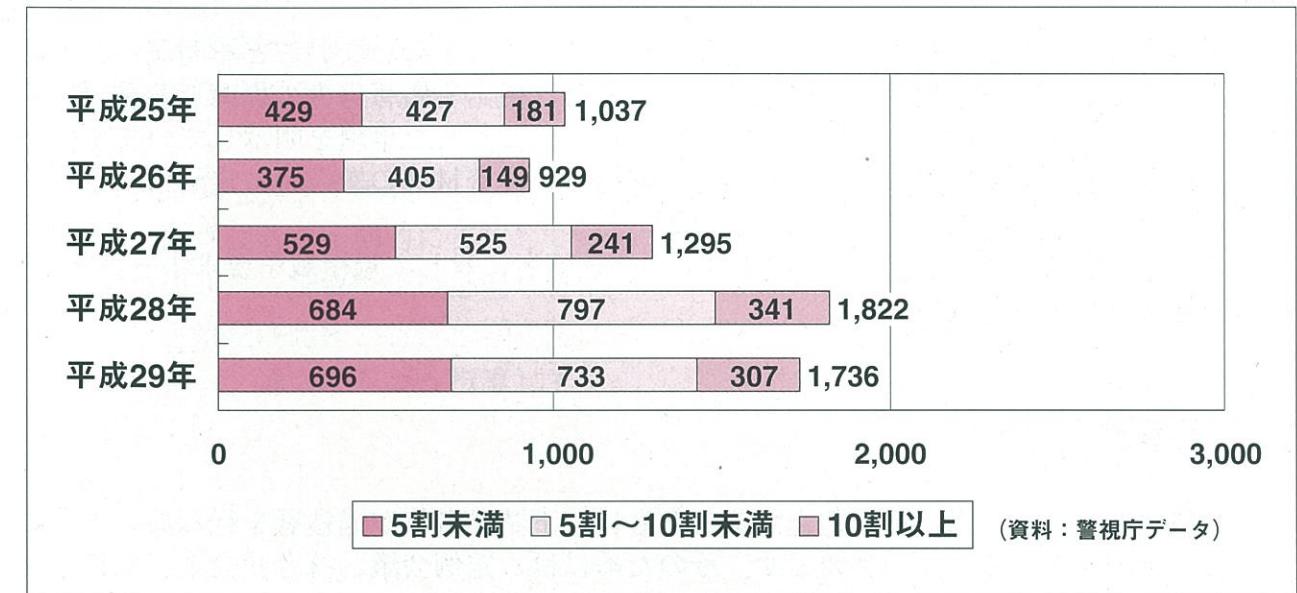
道路交通法による過積載運行の取締りの仕組みは次のようになっています。



2 過積載取締状況

東京都内の過積載取締りでは、違反した車両の過半数が5割以上の積込違反であった。

<過積載車両の取締件数と超過の内訳>



3 首都高速道路の重量違反実態

首都高速道路の料金所には軸重計が設置されており、常時通過車両の重量（軸重）を測定しています。

軸重計が違反値を検知すると、カメラで車両ナンバー等を自動的に撮影する仕組みになっています。

首都高速道路株式会社では、道路構造の保全や交通の安全のために、撮影したカメラデータをもとに警告書を発出し、違反者に対して、車両制限令の遵守徹底と再度の違反を行わないよう是正指導を行っています。

軸重違反台数（平成25年4月～平成30年3月）

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 大型車両通行台数 | 36,738,822 | 36,125,961 | 36,276,311 | 37,082,198 | 39,058,885 |
| 違 反 台 数 | 182,820 | 176,355 | 145,011 | 108,500 | 102,345 |
| 比率 (%) | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.3 | 0.3 |

第6 過積載をなくすために

過積載運行をなくすためには、関係する機関や事業者がそれぞれの立場で防止のための取組を着実に進めることができます。

1 工事発注者は

工事発注者は、工事契約書の中に、工事請負者が過積載を行わないことを明記し、土砂等が発生する工事の場合には、発生土等搬出計画書、搬出実績報告書の提出を義務づけることが望まれます。都の発注工事の標準仕様書では、こうした事項を明示しています。

また、発注者の工事監督員は、発生土等の搬出、建設資材等の搬入時に定量積載されているかのチェックを必要に応じて行う必要があります。

なお、工事発注者が、請負工事業者等の車両の運転者に対して過積載を要求することは、道路交通法で禁止されています。

2 工事請負者は

工事請負者は、自ら過積載を防止するとともに、下請業者等が過積載を行わないように指導し、チェックすることが必要です。そのためには、定例会議、打合せ会議、朝礼などの機会に、指導を徹底することが望れます。大型ダンプカーについては、積載重量を明示する自重計が取り付けられているので、それを活用したチェックが可能です。

なお、工事請負者が、下請業者や建設資材搬入業者の運転者に過積載を要求することは、道路交通法で禁止されています。

3 貨物自動車の使用者は

貨物自動車の使用者は、使用車両の運転者が過積載を行わないよう努めなければなりません。そのためには、無理のない運行計画を作成するとともに、運転者に対する指導を適切に行う必要があります。

なお、貨物自動車の使用者が、運転者に対して過積載を命じたり、運転者の過積載行為を容認した場合は、罰金・懲役・車両の使用制限が科せられます。貨物運送事業者が過積載を行った場合には、事業許可の取消し・事業の停止・車両の使用停止などの処分を受けます。

4 貨物自動車の運転者は

過積載運行は、違法行為であり、また、非常に危険で交通事故を起こしやすいことを自覚することが重要です。車両の積載限度を超える場合には、「積まない、受け取らない」ことを鉄則に、定量積載運行を守りましょう。

なお、過積載運行を行った場合には、道路交通法により反則金・罰金・懲役が科せられます。

第7 東京都の取組

東京都では、平成4年9月の成田線大菅踏切事故をきっかけに、府内の各局が連携協力し一体的に過積載の防止対策に取り組むため、同年12月に「東京都過積載防止対策府内連絡会議」を発足させ、全府的な取組を行っています。

<過積載根絶のための具体的方策>

- 1 パンフレット、掲示物等による建設・運輸関係事業者等に対する啓発活動の推進を行います。
- 2 過積載防止対策府内連絡会議委員による都工事現場への巡回調査を実施します。
- 3 工事監督員が年4回程度の現場総点検を実施します。
- 4 請負業者と定期的に実施している安全会議等において、過積載防止について周知し、指導の徹底を図ります。
- 5 工事発注時に、特記仕様書又は標準仕様書において、過積載防止について規定し、遵守するよう指導します。

過積載は 事故・環境悪化 道路破損のもと

平成30年9月

登録番号 (30) 29

「過積載防止に向けて」

編集 東京都青少年・治安対策本部総合対策部交通安全課
発行 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03(5321)1111(代)内線21-796
直通 03(5388)2273

印刷 正和商事株式会社
〒161-0032 東京都新宿区中落合1-6-8
電話 03(3952)2154